

一、本會の業務は、大阪府知事より委託を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方を巡回し、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

二、本會の組織は、大阪府知事に申請し、認可を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方に支部を設け、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

三、本會の業務は、大阪府知事より委託を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方を巡回し、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

四、本會の組織は、大阪府知事に申請し、認可を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方に支部を設け、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

五、本會の業務は、大阪府知事より委託を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方を巡回し、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

六、本會の組織は、大阪府知事に申請し、認可を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方に支部を設け、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

七、本會の業務は、大阪府知事より委託を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方を巡回し、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

八、本會の組織は、大阪府知事に申請し、認可を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方に支部を設け、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

九、本會の業務は、大阪府知事より委託を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方を巡回し、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

十、本會の組織は、大阪府知事に申請し、認可を受け、大阪府民協会の指導の下に、大阪府内各地方に支部を設け、農業者の福利を促進し、農産物の増産を期すこととする。

財団法人協同会大阪支所

養ノ評議員會ニ於テ選任セラレタル役員詮衡委員那賀源三郎外六名
 ハ別室ニ於テ役員選挙ノ結果ヲ審査シ委員長那賀源三郎ハ左記ノ通
 リ報告與議ナク可決シタリ

規約ニ基キ各組合員ノ投票ノ結果ハ

記名投票總數 六七六一票

詮衡委員會委任投票 九一七七票

計 一五九三八票

ナリシガ役員詮衡委員會ハ組合長ニ濱田國太郎、副組合長ニ堀内長榮ヲ推ス事ニ決シ投票整理ノ結果

組合長 一三五九七票 濱田 國太郎

二一七七票 堀内 長榮

一六四票 米 盛満亮

副組合長

一三四九三票 堀内 長榮